

厚木市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）において実施する次条に規定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において厚木市幼稚園型一時預かり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 幼稚園型Ⅰ 一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付け5文科初第2592号、こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知）の別紙一時預かり事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）4(2)の規定に該当する事業であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けている幼稚園等が次条第1項に規定する児童を対象に実施するもの
- (2) 幼稚園型Ⅱ 国実施要綱4(3)の規定に該当する事業であって、幼稚園が次条第2項に規定する児童を対象に実施するもの

(対象児童)

第3条 幼稚園型Ⅰの対象となる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 幼稚園等に在籍する市内在住の満3歳以上の園児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保育を受けるもの
- (2) 当該年度内において満3歳となり、幼稚園等に就園予定のある市内在住の児童（一般型又は余裕活用型の一時預かり事業（厚木市認定こども園一般型及び余裕活用型一時預かり事業補助金交付要綱（平成28年6月1日施行）別表1に定める一時預かり事業をいう。）の対象児童を除く。）で、当該幼稚園等において一時的に保育を受けるもの

2 幼稚園型Ⅱの対象となる児童は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な市内在住の0歳から2歳までの者であって、市から保育の認定を受けたものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する人件費及び保育に係る経費とする。

2 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼稚園型Ⅰ 別表第1に定める区分に応じた単価に利用した児童の延べ人数を乗じて得た額に、別表第2に定める保育体制充実加算、別表第3に定める就労支援型施設加算、別表第4に定める特別な支援を要する児童分及び別表第6に定める事業継続支援事業費を合計した額
- (2) 幼稚園型Ⅱ 別表第5に定める単価に利用した児童の延べ人数を乗じて得た額に別表第6に定める事業継続支援事業費を合計した額

3 前項第1号の規定にかかわらず、幼稚園型Ⅰに係る補助金の上限額は、1施設当たり年額10,223,000円とする。ただし、別表第1の長期休業日（8時間以上）、同

表の長時間加算、別表第2の保育体制充実加算、別表第3の就労支援型施設加算、別表第4の特別な支援を要する児童分及び別表第6の事業継続支援事業費を合計した額を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする幼稚園等の設置者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 幼稚園型一時預かり事業に係る従事職員が分かる書類
- (4) 幼稚園等の定める休業日及び長期休業日が分かる書類
- (5) 別表第3に定める就労支援型施設加算を同表備考第2号アの要件を満たすことにより取得する場合にあっては、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育又は居宅訪問型保育の連携施設であることが分かる書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、事業計画を遂行することが困難となったときは、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業の計画変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付対象となる事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に年間の補助金額の算出の内訳が分かる書類その他参考となる資料を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の減額のみを伴う変更(事業内容の著しい変更を除く。)については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 交付決定者は、幼稚園等の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは氏名に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、その事業の完了の日から10日以内の日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のうちいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(3) 事業実施明細書

(4) 幼稚園型一時預かり事業に係る従事職員及び対象児童が分かる書類

(5) 特別な支援を要する児童分にあつては、対象児童が分かる書類

(6) 事業継続支援事業費にあつては、補助対象経費に係る金額が分かる書類の写し
(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定するものとする。この場合において、第 6 条の規定による交付決定額（第 8 条の規定により変更の承認を受けた場合は、その額）と確定額が相違するときは、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(書類の整備等)

第 14 条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から 10 年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

1人当たりの補助単価（日額）

区分	基本分			休日分 (土日祝日等)
	平日	長期休業日 (8時間未満)	長期休業日 (8時間以上)	
年間延べ利用者数2,000人超	440円	440円	880円	800円
年間延べ利用者数2,000人以下	1,600,000円 ÷年間延べ利用者数－400円 (10円未満切捨て)	400円	800円	800円
長時間加算	4時間を超えた利用時間が2時間未満の場合 150円	4時間を超えた利用時間が2時間未満の場合 100円	8時間を超えた利用時間が2時間未満の場合 150円	8時間を超えた利用時間が2時間未満の場合 150円
	4時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合 300円	4時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合 200円	8時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合 300円	8時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合 300円
	4時間を超えた利用時間が3時間以上の場合 450円	4時間を超えた利用時間が3時間以上の場合 300円	8時間を超えた利用時間が3時間以上の場合 450円	8時間を超えた利用時間が3時間以上の場合 450円

備考 1 第3条第1項第2号に規定する児童については、休日分の補助単価を適用する。

2 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び各幼稚園等の定める園則等で規定する長期休業期間以外の休業日の利用については、休日分の補助単価を適用する。

別表第2（第4条関係）

1施設当たりの補助額（年額）

区分	対象施設	補助額
保育体制充実加算	子ども・子育て支援交付金 交付要綱（令和5年9月7日 付けこ成事第481号こども家 庭庁長官通知の別紙。以下 「国要綱」という。）別紙の 表一時預かり事業（一般分）	2,892,400円

	の項1(2)ア(エ)Ⅰに規定する施設	
	国要綱別紙の表一時預かり事業の項一時預かり事業(一般分)の項1(2)ア(エ)Ⅱに規定する施設	1,446,200円

別表第3(第4条関係)

1 施設当たりの補助額(年額)

区分	基準額
就労支援型施設加算(事務経費)	1,383,200円 ただし、追加で配置する事務職員の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1施設当たりの年額を691,600円とする。

備考 就労支援型施設加算は、次の各号のいずれにも該当する施設に適用する。

- (1) 平日及び長期休業期間において、8時間以上(平日にあつては、教育時間を含む。)の預かりを実施していること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第42条に規定する連携施設であること。
 - イ 3以上の市町村から園児を受け入れていること。
 - ウ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること。
- (3) 補助対象事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

別表第4(第4条関係)

児童1人当たりの補助額(日額)

区分	基準額		
	平日	長期休業日	休日分(土日祝日等)
特別な支援を要する児童分	4,000円	8,000円	8,000円

備考 特別な支援を要する児童分は、次の各号のいずれかの要件を満たすと市が認める児童に適用する。

- (1) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)、都道府県等による補助事業等の対象となっている児童
- (2) 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳

又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童

別表第5（第4条関係）

1 人当たりの補助単価（日額）

1 2歳児

(1) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

基本分	2,650円
長時間加算	8時間を超えた利用時間が2時間未満の場合 330円
	8時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合 660円
	8時間を超えた利用時間が3時間以上の場合 990円

(2) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

基本分	2,250円
長時間加算	8時間を超えた利用時間が2時間未満の場合 280円
	8時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合 560円
	8時間を超えた利用時間が3時間以上の場合 840円

2 1歳児

基本分	2,250円
長時間加算	8時間を超えた利用時間が2時間未満の場合 280円
	8時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合 560円
	8時間を超えた利用時間が3時間以上の場合 840円

3 0歳児

基本分	4,500円
長時間加算	8時間を超えた利用時間が2時間未満の場合 560円
	8時間を超えた利用時間が2時間以上3時間未満の場合 1,120円
	8時間を超えた利用時間が3時間以上の場合 1,680円

別表第6（第4条関係）

1 施設当たりの補助額（年額）

区分	基準額	算出方法
事業継続支援事業費	1施設当たり年額25,000円	補助対象経費のうち物品（安定的な事業運営を継続して提供できるような

		物品に限る。) の購入等に 係る実支出額と基準額と を比較していずれか少な い額
--	--	---

- 備考 1 補助対象となるのは、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに購入した物品に限る。
- 2 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。